

【記載例】

(第1号様式：申請者 → 京都市長)

令和 ●年 ●月 ●日

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付申請書

京都市長あて

申請者 住 所：京都市●●区●●●町●●

法 人 名：社会福祉法人●●●

法人代表者：理事長 ●● ●●

標記について下記により補助金を交付されるよう、福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。また、暴力団等との関係を有しないことを誓約します。

なお、当該補助に関して、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 補助金交付対象施設について

施設名	社会福祉法人●●●
担当者	●● ●●
施設の種類の種類	入 所 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通 所</span> ・ 入所兼通所
避難受入想定人数	20 人
直接避難制度の導入状況	導入済み ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検 討 中</span> ・ 予定なし
連絡先（電話）	075 - ●●● - ●●●●
連絡先（電子メール）	●●●@●●●●●●●●

※連絡先については補助金交付事務に必要な場合がありますので、施設の施設の開所時間中、連絡可能な電話番号等を記載してください。

当該補助金に関するメールを送付しますので、ご担当の方が必ず確認できるメールアドレスを記載してください。

【記載例】

2 補助金交付申請額等

(1) 購入予定物品の詳細

※消耗品類を除き、各品において複数種類の購入を想定されている場合や、別料金の附属品（ポータブル電源に対するソーラーパネル等）の購入を想定されている場合は、第1号様式別紙を作成ください。

	単価（税込）	数量	人数分	支払額（税込）
① 消耗品類（一式）			20 人分	20,000 円
② 簡易ベッド類	5,500 円	10 個	10 人分	55,000 円
③ パーティション類	3,300 円	10 個	10 人分	33,000 円
④ 非常用発電機類	330,000 円	1 機		330,000 円
⑤ 可搬式空調機器類	55,000 円	2 機		110,000 円

第1号様式別紙を提出します。

この記入例は、消費税を含めて申請することが可能なケースとしています。消費税の取扱いは次頁の【消費税の取扱い】を確認してください。

(2) 補助金申請額

任意の様式で結構です。

総 額： **548,000 円**（下記申請額の合計）

それぞれ千円未満を切り捨ててください。

内 訳	申 請 額
備蓄食料等の消耗品	20,000 円
段ボールベッド類・パーティション類	88,000 円
非常用発電機類・可搬式空調機器類	440,000 円

※申請額は、補助上限額と購入予定額のうち、少額の方になります。

※補助率：上限額まで全額補助

※各申請額は千円未満を切り捨てること（千円未満及び上限額以上は法人負担）

※非常用発電機類は1台10万円以上のものが対象となり、可搬式空調機器類と両方購入する必要があります。

補助対象施設は、すべての福祉避難所事前指定施設です。

補助対象施設は、通所系事前指定施設及び直接避難導入事前指定施設です。

■記載例：受入対象者 20 名の場合

■補助上限

①備蓄食料等の消耗品：20,000 円

②段ボールベッド類・パーティション類：700,000 円  
※35,000 円×20 名

③非常用発電機類・可搬式空調機器類：550,000 円

■①は毎年度、申請が可能。②及び③は補助上限内であれば、上限に達するまで申請可能。

【記載例】

3 福祉避難所（開設）運営訓練の実施

訓練の実施予定	有 ・ 無
【訓練の概要】 実施予定日： 対 象 者： 実 施 内 容：	

※実施予定の有・無は、補助決定に影響はありませんが、災害時の避難所の円滑な開設と、備蓄物資が活用できるよう動作確認等をお願いするものです。

座学・机上訓練（区役所等が実施する訓練に参加する場合）も含めて、記入をお願いします。

4 添付書類：購入する物品の詳細が分かる資料（商品のHPやカタログなども可）を添付してください（※正式な見積書でなくとも支障ありません。）。

【消費税の取扱い】 ※いずれも来年度の確定申告時における判断です。

次の場合は、補助金申請額に消費税を含めて申請することが可能（仕入控除税額が0円となるため）。

- ① 消費税の確定申告の義務がない
- ② 簡易課税方式で申告している
- ③ 公益法人等（※1）で特定収入割合（※2）が5%を超える

※1 一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人等

※2 補助金、交付金、寄付金、出資に係る配当金、保険金、損害賠償金、会費等

また、次の場合も、留意点を踏まえたうえで、補助金額に消費税を含めて申請することが可能。

- ④ 補助金対象経費を「非課税売上のために要した経費」として税務上申告

（留意点）

当該補助金の消費税を『課税売上のための仕入』または『非課税売上のための仕入』のどちらとみなすのか、法人の確定申告担当者や顧問税理士等にご確認ください。

なお、今回の補助対象の備品等において、仕入控除税額を活用する場合は、**補助金申請額（補助対象となる経費）**から、その金額を控除する必要があります。